

令和元年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年6月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	欠席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	欠席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は9番、11番にお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 4 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>23日に現地確認をしました。申請地は耕作放棄された茶園であり、高さ150cmほどの茶の木がありました。</p>
<p>議 長 3 番</p>	<p>3番より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は先々代頃に旭ヶ丘地区から引っ越した方であり、トラクター3台とユンボをもっているとのこと。所有農地は全部で約4反ほどで申請地の茶の木は自分で伐根し生姜を栽培する予定とのこと。栽培した生姜については、販路は特になく、近所の方に配ったり市民まつりに出品するとのこと。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>2番の議事に入る前に、日高市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、1番（推進委員）は退席をお願いします。事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 8 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>21日に1番（推進委員）と現地確認をしました。申請地は県道川越日高線の栗坪交差点を北に進み、一本目の道を右に10mほど進んだところに位置します。譲受人は〇〇歳で奥さん、娘さんと農作業をしています。申請地は30年以上前から譲受人が譲渡人から承諾を得て使用していたとのこと。申請地では露地野菜を栽培し、農協に出荷する計画とのこと。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。1番2番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委員
議長

はい。
事務局より1番2番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地は、草が60cm程度伸びている状態でした。

当該申請地は巾着田の中に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。

現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われまます。

なお、当該申請は昨年と同様に申請されており、一時転用後は現地を耕運機で耕し農地へ復元しています。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。

議長

質疑がありましたらお願いします。

6番(推進委員)

税金の課税は変わりますか。

事務局

一時的な転用なので課税は変わりません。

5番

転用期間外には何か作物を作付けしていますか。

事務局

作付けはしていないと思われまます。地目が田であり、土質から考えても畑としての利用は難しい状況です。普段も保全管理の状態です。

議長

質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議 長
事 務 局

事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
申請地は巾着田内の南、ログトイレの近くに位置する土地です。現地の状況は保全管理の状態でした。

9月からの曼珠沙華開花時期に申請地において、地域活性化のために地元の農畜産物（野菜、ブルーベリーなど）の販売する店舗用地として一時転用するものです。当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われま

す。
なお、当該申請についても昨年申請されており、一時転用後は現地を耕し農地へ復元しております。また、所有者が土質の改良を行っていることも聞いています。ただし、作付けまでは確認されていません。

議 長
13 番
事 務 局

質疑がありましたらお願いします。
譲受人は自営の商売をやめたのですか。
自営の商売はすでに辞めており、申請地では譲受人自身やその知り合いが作ったものを販売する計画です。

議 長
委 員
議 長
委 員
議 長

質疑がありましたらお願いします。
ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
事 務 局
議 長
9 番

事務局より2番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉
9番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
申請地は下鹿山の飯能生コンの工場の南側に位置します。現在はスギナが繁茂している状態でした。譲受人は譲渡人の娘の配偶者です。

議 長
委 員
議 長
委 員
議 長

質疑がありましたらお願いします。
ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
事 務 局
議 長
事 務 局

事務局より3番の朗読をお願いします。
〈議案朗読〉
事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
24日に現地確認をしました。申請地は、北平沢地内の高麗川を横断する久保ノ下橋の北東に位置します。現況は、土の状態できれいに管理されていました。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>当該申請につきましては、農振農用地からの除外から計画されているもので、平成30年5月に除外の認可を受けています。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>譲受人は現在、実家にて生活をしていますが、譲受人家族に障がいを持つ方がいる関係で、現在の住宅では生活に不自由が生じています。このことから、バリアフリーを重視した住宅を建築したいとの希望で、今回の計画に至りました。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 1 番</p>	<p>譲受人には所有する土地がなく、父親が所有する土地を借りることで選定していますが、隣接している住宅は譲受人の兄が住んでいるとのことです。</p> <p>農地区分につきましては、第1種農地であります。集落接続がとれていること、また、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>1番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>昨日、現地確認をしました。申請地は砂や砂利のようなもので敷き固められており、周囲はフェンスで囲まれていました。</p> <p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請につきましては、農振農用地の除外から計画されているもので、平成30年5月に除外の認可を受けています。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>申請目的につきましては、現在、区の公会堂には駐車場がなく、区の役員会や行事などの際には、周辺の道路や近接する会社の敷地に駐車する状況です。区の事業等で近隣住民へ迷惑をかけてしまっていることを大変苦慮しており、これを解決するため、今回の計画に至りました。</p> <p>なお、駐車場の利用以外にも地区の行事などで利用する多目的広場としても活用することとしています。</p> <p>農地区分につきましては、第2種農地でありまして、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p> <p>なお、認可地縁団体とは一般の自治会とは異なり、規則や定款等を作成し、手続きを経て法人格となった団体です。譲受人は土地を取得するため、認可地縁団体となった経緯があります。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>

<p>委員 議長</p> <p>議長 委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
--	--

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印